

東かがわ市告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 5 日

東かがわ市長 上村 一郎

記

- | | |
|--------------------------------------|---|
| 1 地 縁 団 体 の 名 称 | 北山自治会 |
| 2 規 約 に 定 め る 目 的 | 北山地区に在住する人たちとの親睦と融和を図り、お互いの福祉を増進し、明るい社会、住みよいふるさとをつくることを目的とする。 |
| 3 区 域 | 北山東地区、北山中地区、北山西地区 |
| 4 事 務 所 | 香川県東かがわ市馬篠 1527 番地 1
北山コミュニティセンター（丸亀の間） |
| 5 代表者の氏名及び住所 | 田中 委伸
香川県東かがわ市馬篠 1461 番地 1 |
| 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 | 無 |
| 7 代 理 人 の 有 無 | 無 |
| 8 規約に解散の事由を定めたときは、その事由 | 定め無し |
| 9 認 可 年 月 日 | 令和 7 年 2 月 2 1 日 |